

# くらしの広場

2019年  
夏号

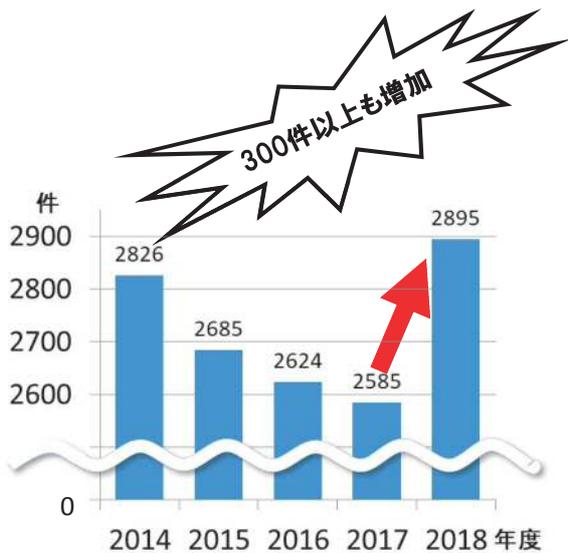
No.347号

品川区消費者センター ☎5718-7181 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル4階

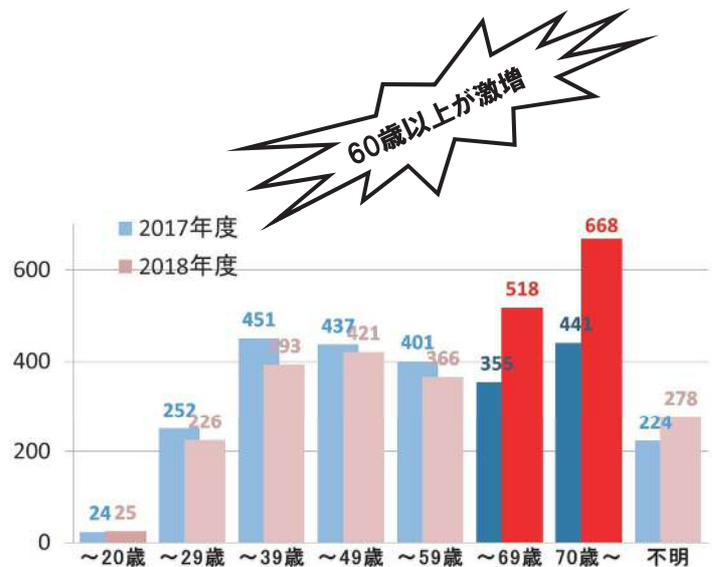
## 2018年度 品川区消費生活相談の概要をお知らせします

2018年度に品川区消費者センターに寄せられた相談件数は2,895件で、過去5年間で最も多く、前年度より300件以上も増加しました。相談内容の傾向や特徴を知り、自分の身を守ることにつなげましょう。

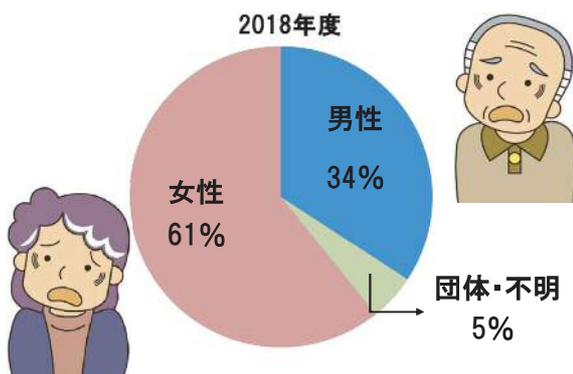
### 5年間の相談件数



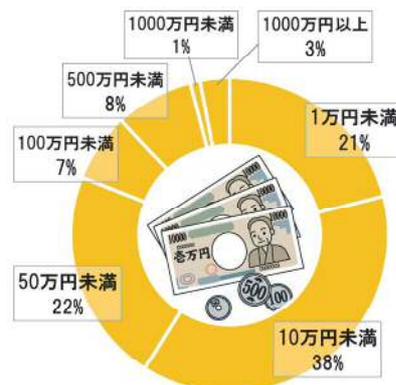
### 契約者の年代



### 契約者の性別



### 契約金額



## 2018年度特に多かった相談

「民事訴訟最終通告書」「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」などという怪しいはがきが届いた、という相談が多数寄せられました。

### 民事訴訟最終通告書

事件番号 (民) ■■■■

本通達は貴殿に対し、契約中若しくは債権譲渡のあった企業又は団体より、総合消費料金の不払いによる契約不履行の訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通知し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金、有価証券、動産及び不動産の差し押えを強制的に執行させていただきます。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 ■■■■年 ■■■■月 ■■■■日

民事紛争相談センター お問い合わせ・相談窓口  
03-6671-7577  
受付時間(日、祝日は除く)  
平日9:00~20:00 / 土曜日11:00~17:00  
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目■■■■号



「民事紛争相談センター」「民事訴訟管理センター」「国民訴訟通達センター」や「地方裁判所管理局」などは存在しません。このはがきは主に60歳以上の女性をターゲットに届きました。連絡を取ってしまった人の中には1,000万円を超える被害もあります。

**このようなはがきは絶対に無視しましょう。**

**どうして高齢者が被害にあいやすいのでしょうか。**

**自宅にひとりで  
いることが多い**

誰にも相談できない状況  
が狙われる

**お金・健康・孤独の  
不安を利用される**

「必ずもうかる」「不調  
が治る」などを信じやすい

**事を荒立てたくない**

「恥ずかしい」「人に迷惑  
をかけたくない」と泣き寝入りすることも

**高齢者の見守りにご協力ください**

**品川区消費者センターは9月24日に移転します**

**品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階**

(東急大井町線下神明駅下車徒歩2分)

**相談専用ダイヤル ☎03-6421-6137**

(9月23日まで ☎03-5718-7182)

■月～金曜日

9:00～16:00

■第4火曜日

19:00まで

■土曜日

12:30～16:00

## 最も多いトラブルが**通信販売**

	販売形態	件数
1	通信販売	1033
2	店舗購入	801
3	訪問販売	225
4	電話勧誘販売	74
5	マルチ・マルチまがい取引	42



**ブラウザを見つけて**インターネットで注文した。ほどなく商品が届いたがイメージと異なり自分には合わなかった。返品を申し出たところ、「サイト内に表示があるように、お客様都合の解約はできません」と言われてしまった。

**健康に良いというサプリメント**初回500円で申し込めるという広告をインターネットで見た。定期コースだったがいつでも電話で解約できるというので申し込んだ。2回目が届き解約しようとしたが、電話がつながらず解約できない。

**欲しかったブランドバック**の名前をインターネットで検索し、安く売っているサイトで見つけた。代金を個人名の銀行口座に振り込んだが、商品が届かない。電話をしたがつながらずメールを送っても返信がない。住所は存在しない場所だった。

### 相談員からの アドバイス



通信販売にはいわゆるクーリング・オフ制度がなく、解約について基本的には事業所が設けた特約に従うことになります。それは、自ら申し込んでいるために不意打ち性がなく、熟慮して契約したと考えられるからです。また、前払いで支払ってしまった後に先方と連絡が取れなくなってしまうと、被害回復は困難です。通信販売を利用するときは、支払い方法や返品・解約の条件、事業者名、および住所、連絡先を事前によく確認することが必要です。

こんなキャッチコピーを見たら冷静になろう!!

「本日限りの大特価」「先着〇名様のみ」「無料でお試し」「あの〇〇さんも愛用」  
「期間限定」「このメールを見たあなただけのチャンス」「〇〇大学××先生もお勧め」

# 特集

## 「チケット不正転売禁止法」が6月に施行され、 チケットの高額転売が禁止になりました。

「舞台やお芝居、コンサートやライブ、映画やスポーツ観戦などのチケットがなかなか手に入らず、オークションサイトやチケット転売サイトで正規価格の何倍もの高額で売られていた」

このような経験はありませんか？

「チケット不正転売禁止法」によりチケット（特定興行入場券）の不正転売や、不正転売を目的とした譲り受けが禁止されました。違反すると1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

### 特定興行入場券とは

- ◆販売に際し興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、券面にも記載されている。
- ◆興行の日時・場所・座席（または入場資格者）が指定されている。
- ◆販売時に入場資格者または購入者の氏名や連絡先を確認する措置が講じられており、その旨が券面に記載されている。

（招待券などの無料チケットや、転売禁止の記載がないチケット、販売時に購入者や入場の確認がないチケット、日時指定のないチケットは法律の対象外です）

### ネットで購入した転売チケットのトラブル



当日会場に行ったのに転売されたチケットでは入場できないと言われた！  
代金を振り込んだのにチケットが届かない！  
公演が中止、延期になったのに払い戻しをしてもらえない！

公式サイトなど、正規のルートで買いましょう。定価で手に入れることができるだけでなく、公演が中止や延期になっても払い戻しなどの補償がきちんと受けられます。  
公式サイトであるかどうかは、サイト運営者の所在地や連絡先などで確認しましょう。



### もし急用でいけない場合は？



興行主の同意を得ている公式リセールサイトを利用し、定価（券面金額）で転売しましょう。  
2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて違法な高額転売をなくし、より多くの人たちが正規の価格で観戦、応援できるよう期待されます。



# 暮らしのヒント

今年の5月に**食品ロス削減推進法が成立**しました。  
あなたもできることから始めてみませんか。

## ●食品ロスを減らそう

我が国では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が年間643万トン発生（平成28年度推計）しています。このうち外食産業では133万トン、家庭においても約302万トンが発生しており、私たちが食べ残したものの割合が多くを占めています。

品川区消費者センターのパネル展示では、食品ロスを減らすためにおとなや消費者団体が取り組んでいることや子どもが考えていること、家庭でできること、行政が実施していることなど、私達のできる様々なことを紹介しています。



毎日、国民一人お茶碗一杯分の食べ物を捨てている

## ●食品ロスを減らすためにできることから始めてみましょう

Point

### かしこく買い物

食材は必要なときに必要な分だけ買いましょう。

買い物の時  
カートを使わず  
手で提げられる  
重さだけ買います。

在庫を確認してから  
買い物に行きます。

安いからといって  
必要以上に  
買いません。

買い物に行く前に  
ケータイで冷蔵庫の  
中を撮影すると  
在庫確認に便利です。

Point

### じょうずに保存

冷蔵庫が大きいと、たくさん買い物をしがち。  
冷蔵庫の大きさは家族の人数に合っていますか？

作りすぎた料理  
使い切らなかつた食材  
小分けして「冷凍室」

ブロック肉・魚の切り身  
-3℃の「バーシャル室」

野菜・果物  
「野菜室」

スライス肉・豆腐  
0℃の「チルド室」

Point

### しっかり食べきる

家庭の食品ロスを食材別にみると  
最も多いのは野菜、次いで調理加工品、  
果実類、魚介類です。

野菜の皮や切れ端も  
すぐに捨てずに  
何かに使えないか  
考える。

野菜は過剰に  
厚むきしない。

Point

### しっかり食べきる 外食編

食事はおいしく食べられる量を注文し、残さず  
食べきりましょう。

小盛りメニューが  
あれば利用する。

「少なめにできますか？」と  
お願いする。

「持ち帰りできますか？」と  
言うてみる。

食べられないものがあれば  
注文の際にあらかじめ抜い  
てもらおう。

## 夏休み親子講座 おかいものゲームでお金の使い方を学ぼう

日時：8月27日（火）

9時30分～11時30分

場所：中小企業センター3階

レクリエーションホール

講師：日本消費生活アドバイザー・  
コンサルタント・相談員協会  
(NACS)

対象：小学1～3年生の親子  
(託児あり)

申込み：消費者センターへ

☎ 03-5718-7181



「これくださいな」  
店員は保護者  
(作年の様子)

## 出前講座のご案内

品川区消費生活相談員が訪問し、高齢者や若者等に被害が多い悪質商法の手口とその対応策や、消費者トラブルに遭わないために、今被害が発生しているホットな事例を取り入れながら、わかりやすくお話しします。

対象：町会、企業、地域の集会、学校など

時間：30分～2時間程

人数：10人以上の集まりでご利用可

費用：無料

申込書を開催日の21日前までにFAXまたは、持参してください。

申込書はホームページからダウンロードできます。



## おもちゃの病院活動紹介

毎週土曜日午後1時～3時

※月1回程度休診日があります



ボランティア医師が、こわれたおもちゃ、動かなくなったおもちゃをお子さんの目の前で無料でなおします。

### おもちゃの件数

29年度 474件

30年度 594件

たくさんの方がご利用しています



8月は経済産業省主唱の  
電気使用安全月間です



### 【電気は正しく使いましょう】

使用する際は、濡れた手で触ることで  
思わぬ事故につながります。